

(案)

# 多治見市再犯防止推進計画

令和3年3月

(令和7年3月改訂)

多治見市

## 1 計画の位置づけ

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）」第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。

## 2 計画の目的

- (1) 犯罪をした人等が、社会の一員として復帰、再出発できるよう必要なサービスを迅速かつ適切に提供するとともに、地域が一緒になって犯罪が起きにくいまちづくりをすすめ、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指します。
- (2) 再犯防止施策は、就労、住居、福祉等多岐にわたっています。再犯防止という視点で各施策を計画的に連携させることによって総合的に推進できるようにします。

## 3 計画の対象者

本計画の対象者は、「犯罪をした人等であって、多治見市に居住する人または居住する見込みのある人」とします。

「犯罪をした人等」とは、再犯防止推進法第2条において定義している「犯罪をした者又は、非行少年若しくは非行少年であった者」で、刑務所等の矯正施設出所者だけでなく、保護観察対象者や刑の執行が猶予された人なども含みます。

## 4 計画期間

計画期間を令和3年度から令和10年度までの8年間とし、国・県の計画見直しや社会情勢の変化を踏まえ、令和7年3月に改訂しました。

## 5 基本方針

以下の4つの柱で進めていきます。

- (1) 仕事と住居の確保を支援します
- (2) 福祉サービスの利用を促進します
- (3) 広報・啓発活動を推進します
- (4) 関係機関とのネットワークを形成します

## 6 施策の内容

### (1) 仕事・住居確保の支援

【課題】再犯を防ぐためには、安定した生活が必要不可欠です。その前提となるのが仕事及び住居の確保であり、その支援が求められています。

#### ①協力雇用主制度の周知

(産業観光課 関係機関：岐阜保護観察所、多治見保護区保護司会、ハローワーク多治見)

協力雇用主制度についてリーフレット等によって情報提供します。

#### ②生活困窮者自立支援事業の活用

(福祉課 関係機関：多治見市社会福祉協議会)

生活困窮者自立支援事業(就労支援、生活全般の困りごと相談)を活用し、就労の支援を行います。

#### ③市営住宅への受け入れ

(建築住宅課 関係機関：多治見保護区保護司会)

市営住宅の入居条件の説明や募集情報の提供を行います。また、保護観察対象者については、保護司等と連携し必要に応じて市営住宅において一時入居を行います。

#### ④住居確保給付金の活用

(福祉課 関係機関：多治見市社会福祉協議会)

住居確保給付金制度(離職及び廃業後2年以内の方に原則3か月間生活保護制度の住宅扶助額を上限に家賃を給付するもの)を紹介し、利用を斡旋します。

### (2) 福祉サービスの利用促進

【課題】犯罪をした人等の中には、高齢や障がいがあることなどにより福祉サービスを必要とする場合がありますが、「誰に相談したらよいのかわからない」、「どのようなサービスがあるのか知らない」などの理由から、手続きを行わず適切なサービスを受けられない人がいます。また、抱えている問題が複合化・複雑化している場合、必要な支援につながる事がより難しくなると考えられます。安定した社会生活を送るため個々に適したサービスを受けられるような支援が求められています。

### ①横断的な相談支援の実施

各窓口での適切な聞き取りにより、必要な支援機関に確実につなげます。多機関と連携した相談支援体制により、複合化・複雑化した問題にも対応します。

[各分野]

#### ア) 障がい福祉サービスの紹介

(福祉課)

障がいがあることで就労や自立した生活が困難な場合、各種サービスによって支援します。また、家族に対しても相談窓口や各種制度を紹介し、家族で支援できる体制を築きます。

#### イ) 介護保険サービスの紹介

(高齢福祉課)

高齢者が、日常生活において介護が必要な場合、相談窓口、各種制度、サービスを紹介します。

#### ウ) 生活保護

(福祉課)

資産や能力その他あらゆるものを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し自立を支援します。

## (3) 広報・啓発活動の推進

**【課題】** 犯罪をした人等が立ち直り、社会生活を送るためには地域の理解と協力が必要です。しかし、更生保護や再犯防止の理念や施策は、必ずしも市民にとって身近な内容ではないため、十分に認知されていない状況です。また、薬物乱用は社会問題となっており、未然防止や薬物依存への理解を深めるため、若年層からの啓発が重要となっています。

### ①社会を明るくする運動の推進

(くらし人権課 関係機関：多治見保護区保護司会)

全ての国民が犯罪や非行の防止と立ち直りについて考え、それぞれの立場で力を合わせて犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうという国民運動を推進します。7月が強化月間となっており、保護司会、更生保護女性会、BBS会\*と協力し、市民の理解促進に努めます。

\*BBSは、Big Brothers and Sisters Movement の略。様々な問題を抱える少年に兄や姉のように身近な立場で接することで少年の成長を助ける青年ボランティア団体。

## ②再犯防止に関する周知・啓発

(くらし人権課 関係機関：多治見保護区保護司会、東濃保健所)

7月の「再犯防止啓発月間」を中心に、再犯防止についての周知・啓発に努めます。

また、保護司会等が実施する小学校・中学校・高校での薬物乱用防止教室に協力するなど、地域ぐるみで薬物乱用防止に取り組む意識を醸成します。

## (4) 関係機関とのネットワークの形成

【課題】関係機関が取り組んでいる再犯防止の施策はいくつかありますが、それらは機関ごとの個別対応になりがちな一面もあります。関係機関とのネットワークを形成し、一丸となって協力できる体制が必要です。

### ①関係機関意見交換会の開催

(くらし人権課)

ネットワークが機能するよう、毎年度前期を目途に、関係機関が一堂に会する機会を設け、情報交換等を実施します。常日頃から連携できる体制の構築によって従来よりも横の展開を容易にし、再犯防止策の密度を上げていきます。

### ②更生保護関係団体の活動支援

(くらし人権課)

犯罪をした人等の支援を地域の中で行う保護司会が、活動を円滑に行うことができるよう支援します。

また、地域社会の犯罪等の未然防止や青少年の健全育成のための活動を行う更生保護女性会やBBS会に協力します。

<b>6</b>	<b>関係機関連絡先一覧（令和7年3月現在）</b>
----------	----------------------------

名 称	住 所・電話番号
多治見市役所くらし人権課	〒507-8703 多治見市日ノ出町 2-15（本庁舎） 電話 0572-22-1128
産業観光課	〒507-8703 多治見市日ノ出町 2-15（本庁舎） 電話 0572-22-1252
建築住宅課	〒507-8703 多治見市日ノ出町 2-15（本庁舎） 電話 0572-22-1312
福祉課	〒507-8787 多治見市音羽町 1-233（駅北庁舎） 電話 0572-23-5817
高齢福祉課	〒507-8787 多治見市音羽町 1-233（駅北庁舎） 電話 0572-23-5821
多治見保護区保護司会	〒507-0034 多治見市豊岡町 1-65 多治見更生保護サポートセンター 電話 0572-51-1881
多治見市社会福祉協議会	〒507-0041 多治見市太平町 2-39-1 電話 0572-25-1131
ハローワーク多治見	〒507-0037 多治見市音羽町 5-39-1 電話 0572-22-3384
東濃保健所	〒507-0027 多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁舎 2階 電話 0572-23-1111
多治見警察署	〒507-0054 多治見市宝町 6-65 電話 0572-22-0110
岐阜保護観察所	〒500-8812 岐阜市美江寺町 2-7-2 岐阜法務総合庁舎別館 電話 058-265-2651
名古屋矯正管区	〒461-0011 名古屋市白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎 3号館 電話 052-971-6003

※掲載している名称等は、機構改革等で今後変更になる場合がありますのでご注意ください。

多治見市再犯防止推進計画

令和3年3月（令和7年3月改訂）

〒507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番

環境文化部くらし人権課

T E L 0572-22-1128 F A X 0572-25-7233

E-mail : kurashi-jinken@city.tajimi.lg.jp